

家賃証明書の発行について

家賃証明書の発行は管理センターへ来所、又は郵送での発行も可能です。

郵送でお手続きをされる場合は、管理センターへご連絡いただいてからお手元に届くまで10日程度かかります。

お急ぎの方は管理センターへご来所の上、お手続きをお願いします。

尚、発行にかかる必要な持ち物等につきましては、以下の通りとなります。

●来所による手続き時に必要な持ち物

- ・身分証明書
- ・お認印

※ 代理人（同居人は除く）の方が手続きに来られる場合は、委任状・身分証明書（代理人分）・お認印（代理人分）が必要です。

●郵送による手続き

「証明願」がお手元に届きましたら、以下を同封の上、管理センターへご返送ください。

- ・必要事項を記入、押印した「証明願」

※ 「証明願」はご連絡いただいた後、管理センターより発送いたします。

- ・返信用封筒

※ 住所を記入し、返信用切手 84 円（未使用のもの）を貼付したもの

- ・身分証明書の写し（住所・氏名・生年月日が確認できる公的書類）

例：運転免許証（表面と裏面）、健康保険証等

マイナンバー（個人番号）が記載されているものは不可

来所・郵送に係わらず、状況により発行に必要な持ち物等が異なる場合がありますので、希望される場合は事前に所管の管理センターまでお問合せください。

- ・高槻管理センター（北摂東地区）

電話番号：072-685-1093

- ・泉大津管理センター（泉州地区）

電話番号：0725-28-0001

- ・藤井寺管理センター（大阪市、中・南河内地区）

電話番号：072-930-1098

- ・堺東管理センター（堺市（南区を除く）地区）

電話番号：072-221-1084